

例えば、30代 社員が年間合計5万円の寄附をした場合

年 収 420万円  
課税所得 226万円  
所得税率 10% とすると



減税額 24,000円 国・県・市町村

所得額に応じて、税額控除方式と所得控除方式のうち、どちらか有利な方を選べます！

計5万円を寄附

《税額控除》方式では、24,000円の減税

$$\begin{matrix} \text{国税分 (19,200円)} \\ (50,000円 - 2,000円) \times 40\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{地方税分 (4,800円)} \\ (50,000円 - 2,000円) \times 10\% \end{matrix}$$

《所得控除》方式では、9,600円の減税

$$\begin{matrix} \text{国税分 (4,800円)} \\ (50,000円 - 2,000円) \times 10\% (\text{所得税率}) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{地方税分 (4,800円)} \\ (50,000円 - 2,000円) \times 10\% \end{matrix}$$

(注) 寄附金の額や税額控除額には適用上限があります。

認定NPO法人 A 認定NPO法人 B

② 寄附をした法人に対する優遇措置

法人が、認定NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられ、その範囲内で損金算入が認められます。

特別損金算入限度額

$$(期末資本金等の額 \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

③ 寄附をした相続財産に対する優遇措置

相続人が、相続財産を認定NPO法人に寄附をすると、寄附をした財産は相続税の課税から除外されます。

④ 認定NPO法人自身に対する優遇措置

認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外のNPO活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。(みなし寄附金)  
みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%または200万円のいずれが多い額までの範囲です。

収益事業

収益事業以外のNPO活動に係る事業

課税所得

納税額

非課税所得

みなし寄附金

特例認定NPO法人の場合

認定NPO法人の「① 寄附をした個人に対する優遇措置」及び「② 寄附をした法人に対する優遇措置」と同じ優遇措置が受けられますので、そちらをごらんください。(P3~4参照)

指定NPO法人の場合

① 寄附をした個人に対する優遇措置

個人が、指定NPO法人に寄附をすると寄附金額の最大で約10%が税金から控除されます。

県の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人県民税4%の税額控除が受けられます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000円) \times 4\%$$

各市町村の条例で指定されたNPO法人に寄附をすると、個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000円) \times 6\%$$

※個人市町村民税の税額控除を受けるためには、寄附者の方がお住まいの市町村が指定NPO法人制度を導入している必要があります。

(注) 対象となる寄附金の額には適用上限があります。

注意しましょう！

- 認定・特例認定NPO法人に寄附をした場合、税金の控除を受けるためには、確定申告が必要です。また、確定申告が不要な方は、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。
- 指定NPO法人に寄附をした場合、個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。
- 申告には、寄附をしたNPO法人が発行する寄附金受領証明書(領収書)等の添付が必要です。(様式例はP14参照)
- 寄附金税額控除に関する詳細についての問い合わせ先
  - ・国税について……管轄の税務署
  - ・県税について……大分県総務部税務課(TEL 097-506-2384)
  - ・市町村民税について……市町村の税務担当窓口

豆知識！

「税額控除」と「所得控除」の違いをご存じですか？

「税額控除」は、課税対象額に税率を掛けて算出した「税額」から差し引くことができるもので、所得に関わらず、原則減税額は同じです。(例 住宅ローン控除)

「所得控除」は、「所得金額」から差し引くことができるもので、所得控除額が大きいほど課税対象額が少なくなり、結果として税額も少なくなります。所得が多いほど有利です。